八王子市認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金交付要綱

平成 18 年4月1日　施行
令和5年7月 27 日　改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の整備を図ることにより、認知症高齢者の日常生活を支援し、安定した生活環境を確保するため、東京都が実施する認知症高齢者グループホーム整備促進事業により交付された補助金を財源として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

（1）　グループホームの運営事業者

（2）　グループホームの建物を整備する土地所有者等

（3）　グループホームの建物を整備する建物所有者

２「運営事業者」とは、次に定める法人とする。

（1）　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（2）　医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

（3）　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人

（4）　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）

（5）　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

（6）　会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

（7）　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

（補助対象事業）

第３条　この要綱における補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う以下のグループホーム（本体施設と一体的に運営するサテライト型のグループホームを含む。）整備事業とする。

（1）　事業者創設型

運営事業者が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業

（2） 事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業

（3） オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業

（4） オーナー改修型

建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

（5） 認知症対応型デイサービスセンター併設事業

上記(1)から(4)の整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターの整備事業

（6） 小規模多機能型居宅介護拠点併設事業

上記(1)から(4)の整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業

（7） 看護小規模多機能型居宅介護拠点併設事業

上記(1)から(4)の整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業

（8） 定員増を目的とする増改築整備事業

補助事業者が定員を増加する目的で既存グループホームを増改築する整備事業

（事業の運営）

第4条 補助事業者は、事業の運営について次の要件を充足するものであること。

（1） 事業内容が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）等の法令に適合すること。

（2） 事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。

（3） 補助事業者は、グループホームを継続させて事業を行うこと。そのため、原則としてグループホーム運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。

（4） 認知症高齢者の処遇及びグループホーム事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。

（5） グループホーム運営事業者が、介護保険法に定める地域密着型サービス事業者に指定され、又は指定される見込みがあること。

（補助対象経費及び算定基準）

第5条　この補助金の補助対象経費及び算定基準は、別表1から別表5までのとおりとし、以下の条件をすべて満たすものを補助対象とする。

（1）定員については、1ユニットでは6名以上、2ユニットでは計15名以上、3ユニットでは計25名以上とする。

（2）夜勤職員の配置は、1ユニット当たり原則1名以上とする。

（補助金交付額）

第6条　この要綱による補助金の交付額は、次のとおりとする。

（1）事業者創設型等整備事業

①　別表1第1欄の1から4の区分に対応する次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。なお、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

ア　別表1第2欄に定める補助額に別表3第2欄に定める高騰加算補助額及び別表4第2欄に定める基金加算補助額を加算した額

イ　別表1第3欄に定める対象経費の実支出額

②　グループホーム整備と同時に、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターを整備する場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000 円を加算した額を補助金交付額とする。

③　グループホーム整備と同時に、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点を整備する場合には、①により算定した補助金交付額に 10,000,000 円を加算した額を補額助金交付額とする。

④　グループホーム整備と同時に、グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護拠点を整備する場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000 円を加算した額を補額助金交付額とする。

⑤　以下を満たす場合には、①により算定した補助金交付額に 10,000,000 円を加算した額を補助交付額とする。

グループホーム運営事業者が利用者から徴収する家賃について、別表 5 第2欄に定める計算式で算定した額以下であること。また、共益費、食材費、光熱水費等、家賃以外の利用者負担額については、実費相当額以下であること。

ただし、②から⑤を算定する場合は、①アの額に②から⑤の額を加えた額と、①イの額を比較していずれか少ない額とする。

（2）定員増を目的とする増改築整備事業

次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。

なお、1，000円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 別表2第2欄に定める補助額に別表3第2欄に定める高騰加算補助額を加算した額に増加する定員数を乗じた額

② 別表2第3欄に定める対象経費の実支出額

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが適当であると認めるときは、第6条に規定するところにより補助金交付額を決定し、第2号様式により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、第3号様式により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助条件）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して別記1の補助条件を付するものとする。

さらに、第2条第2項（3）から（5）までに定める法人に対して補助する場合には別記2の補助条件を、第2条第2項（6）又は（7）に定める法人に対して補助する場合には別記3の補助条件を、第2条第1項（2）に定める土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、第2条第1項（3）に定める建物所有者に対して補助する場合には別記5の補助条件を、第6条第1項（5）に定める補助の加算を受ける場合は別記6の補助条件を併せて付するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、別記1の補助条件7に定める補助金の額の確定通知を受けたときは、所定の期日までに第9号様式により補助金の交付を市長に請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第11条　市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、東京都からの補助金の交付額が確定された後に支出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いとして支出できるものとする。

（暴力団の排除）

第12条　市長は、八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。）第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2　補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第2条第1号に規定する暴力団

（2）補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

（3）暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3　市長は、第8条の交付決定を受けた補助事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4　市長は、必要に応じ補助事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができるものとする。

5　前項の確認は、第10号様式により行うものとし、市長は補助事業者に補助金の申請時あるいは必要に応じて提出させることができるものとする。

（雑則）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2　この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附　則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、平成25年7月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、平成28年6月 10 日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、平成30年7月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年7月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和3年6月 18 日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和4年5月 10 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和5年 7 月 27 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記1

補　助　条　件

1 事情変更による決定の取消し等

（1） 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（2） (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、第4号様式によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

（1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 状況報告

補助事業者は、市長から請求があったときは、補助金の交付決定を受けた事業の進行状況について、第5号様式により、市長から指定された日までに報告しなければならない。

4 事業遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を第6号様式により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助事業の遂行命令

（1） 3、4及び6による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（2） 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、第7号様式に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定

市長は、6の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者に通知する。

8 是正のための措置

（1） 市長は、7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

（2） 6の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

（1） 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（2） (1)の規定は7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

（1） 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（2） 7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

（3） 市長は、9によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

11 違約加算金及び延滞金

（1） 補助事業者は、9により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（2） 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（3） 市長は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

12 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

13 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

14 財産処分による収入の取扱

補助事業者が、市長の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

15 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

16 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

17 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

18 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は 、第 11 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

19 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助を受けようとするグループホームの土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

20 利用料金等の変更

グループホーム運営事業者がグループホーム利用者から徴収する利用料金（家賃、食材費、光熱水費、共益費等）について、補助事業完了後に増額を行う場合、第12号様式によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

21 事業実施のための契約手続

補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

22 建物賃借権登記

オーナー創設型により整備を行う場合は、グループホーム運営事業者が建物賃借権登記をすること。

別記2　　特定非営利活動法人等に対する補助条件

交付要綱第2条第2項(3)から(5)までに定める法人に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1　運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2　経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人」という。)の場合の「公益法人会計基準」等)に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3　事業の公益性等に係る条件

(1)　特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)に規定する特定非営利活動法人については、NPO法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、グループホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2)　法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3)　宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4)　利用料の設定根拠を明確にすること。

4　その他の条件

(1)　市が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(2)　施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

別記3

民 間 企 業 に 対 す る 補 助 条 件

交付要綱第2条第2項の(6)又は(7)に定める法人に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

(1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。

(2) グループホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 市が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

別記4　　土地所有者等に対する補助条件

土地所有者等に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1　運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2　運営事業者に係る条件

（1）　グループホーム事業者が、交付要綱第2条第2項の（3）から（5）に定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。

（2）　グループホーム事業者が、交付要綱第2条第2項の（6）又は（7）に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3　協定書の締結

土地所有者等は、市と認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付に関する協定書を締結すること。

4　建物賃借権登記等

土地所有者等は、運営事業者との土地及び建物賃貸借契約は、賃貸借期間を20年以上で更新規定のあるものとし、運営事業者が建物賃貸借権登記をすることを承認すること。

5　抵当権等の抹消

土地所有者等は、土地及び建物に当該グループホームを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権以外の抵当権がある場合は、当該抵当権を抹消すること。

また、被担保債権を特定しない根抵当権は設定しないこと。

6　法定相続人の同意等

土地所有者等が、高齢又は家族がいない等の場合には、法定相続人の事業継続の同意書を提出すること。

別記5　　建物所有者に対する補助条件

建物所有者に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1　運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2　運営事業者に係る条件

（1）　グループホーム事業者が、交付要綱第2条第2項の（3）から（5）に定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。

（2）　グループホーム事業者が、交付要綱第2条第2項の（6）又は（7）に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3　協定書の締結

建物所有者は、市と認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付に関する協定書を締結すること。

4　建物賃借権登記等

建物所有者は、運営事業者との建物賃貸借契約は、賃貸借期間を20年以上で更新規定のあるものとし、運営事業者が建物賃貸借権登記をすることを承認すること。

5　抵当権等の抹消

建物所有者は、建物に当該グループホームを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権以外の抵当権がある場合は、当該抵当権を抹消すること。

また、被担保債権を特定しない根抵当権は設定しないこと。

6　法定相続人の同意等

建物所有者が、高齢又は家族がいない等の場合には、法定相続人の事業継続の同意書を提出すること。

別記6　　利用者支援加算に対する補助条件

交付要綱第6条第1項(5)に定める補助の加算(以下「利用者支援加算」という。)を適用するに当たり、以下の条件を付す。

1　家賃等増額の制限

グループホーム運営事業者がグループホーム利用者から徴収する家賃等(共益費、食材費、光熱水費等を含む。)について、補助事業完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める建物の耐用年数と10年を比較していずれか短い期間を経過するまで、市長の承認を受けないで増額してはならない。

2　利用者支援加算相当額の納付

(1)　グループホーム運営事業者が、1の規定により市長の承認を受けて家賃等を増額した場合、市長は、利用者支援加算に係る補助金の全部又は一部を納付させることがある。

(2)　(1)の場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

納付額　＝　利用者支援加算の補助金額－(処分財産の補助金額／処分財産の制限月数)×経過月数

別表1

1 区　分	2 補助額 （1ﾕﾆｯﾄ当たり）		3 対象経費
	重点的整備 促進地域	その他の地域	
1 事業者創設型	30,000,000円	20,000,000円	グループホーム運営事業者（交付要綱第2条第2項に定める法人）がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2．6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。
2 事業者改修型	22,500,000円	15,000,000円	グループホーム運営事業者（交付要綱第2条第2項に定める法人）がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 イ 借上げる建物の改修経費 (2) 設備整備費 (3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2．6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。
3 オーナー創設型	30,000,000円	20,000,000円	土地所有者等がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2．6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。

4 オーナー改修型	22,500,000円	15,000,000円	建物所有者がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 (2) 設備整備費 (3) 工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。)。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。

別表2

1 区 分	2 補助額 (定員1人当たり)		3 対象経費
	重点的整備促進地域	その他の地域	
定員増を目的とする増改築整備事業	3,300,000円	2,200,000円	補助事業者が定員を増加する目的で既存グループホームを増改築する整備事業 (1)施設整備費

別表3 高騰加算単価

1 区 分	2 補助額
1 事業者創設型	1ユニット当たり 8,000,000円
2 事業者改修型	1ユニット当たり 6,000,000円
3 オーナー創設型	1ユニット当たり 8,000,000円
4 オーナー改修型	1ユニット当たり 6,000,000円
5 定員増を目的とする増改築整備事業	定員1人当たり 880,000円

別表4　基金加算単価

1 区　分	2 補助額 （1施設当たり）
1 事業者創設型	36,600,000円
2 事業者改修型	36,600,000円
3 オーナー創設型	36,600,000円
4 オーナー改修型	36,600,000円
併設加算（※）	上記の単価に1.05を乗じた額

（※）併設加算は、東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱（平成27年10月27日付27福保高計第336号）別表1-1に掲げる施設と合築・併設する場合に適用する。

別表5　利用者支援加算における家賃の算定方法

1 区　分		2 家賃の計算式
事業者創設型	土地を購入して整備する場合	（土地購入費＋建物整備費＋備品費－整備費補助金（注1）） ÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 ＋建物修繕費等の管理費
	土地を賃借して整備する場合	月額土地賃借料÷利用人数÷稼働率 ＋（建物整備費＋備品費－整備費補助金（注1）） ÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 ＋建物修繕費等の管理費
事業者改修型	建物を賃借して整備する場合	月額建物賃借料÷利用人数÷稼働率 ＋（建物整備費（改修費）＋備品費－整備費補助金（注1）） ÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 ＋建物修繕費等の管理費
オーナー創設型 オーナー改修型		月額建物賃借料（注2）÷利用人数÷稼働率 ＋備品費÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 ＋建物修繕費等の管理費

（注1）整備費補助金は、別表1における「その他の地域」及び別表3における「補助額」の補助金額とし、その他の本事業及び他の事業による補助金は含まない。
（注2）月額建物賃借料は、以下の計算式により算定した額以下とすること。
標準的な月額建物賃借料（注3）－整備費補助金（注1）÷償却年数÷12ヶ月
（注3）標準的な月額建物賃借料は、不動産鑑定または周辺賃借料相場等により算定した、本事業により整備するグループホーム建物の賃借料として適正と認められる額を使用すること。

備 考

1. 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記補助額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。
ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度の交付要綱に定める算定方法を適用する。
2. 重点的整備促進地域とは、東京都が認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域指定基準に基づき指定した地域とする。
3. 施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。
(1)土地の買収又は整地に要する費用
(2)門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
(3)その他施設整備費として適当と認められない費用
4. 既存建築物の買取り、改修については、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。
5. 事業者改修型及びオーナー改修型については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。